

企画競争実施の公示

下記のとおり公示します。

平成 30 年 2 月 8 日

契約担当役
一般財団法人海上災害防止センター
理 事 長 岩 男 雅 之 印

記

1. 業 務 名 平成 30 年度海上災害防止センター防災訓練所受講者に対する給食委託
2. 業 務 内 容 防災訓練所受講者に給食（弁当）を提供する。
3. 履 行 場 所 一般財団法人海上災害防止センター防災訓練所横須賀研修所 横須賀市新港町 13 番地
4. 履 行 期 間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
5. 弁 当 支 給 量 約 6,900 食（単価契約に基づく契約）
6. 企画競争参加資格要件

一般財団法人海上災害防止センター契約事務取扱細則第 6 条及び第 7 条の規定を準用し、当該規定に該当しない者で、国の全省庁統一資格における平成 28 年度から平成 30 年度まで有効な資格審査の「物品の製造」又は「物品の販売」若しくは「役務の提供等」の登録を受けた者。

（参考） ※一般財団法人海上災害防止センター契約事務取扱細則第 6 条及び第 7 条

（一般競争に参加させることができない者）

第 6 条 契約担当役等は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第 7 条 契約担当役等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について当該事実があった後 2 年間一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当役等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

7. 手続き等

(1) 契約条項を示す場所

- ① 一般財団法人海上災害防止センター防災訓練所（本部）及び横須賀研修所掲示板並びに当センターホームページ
- ② 横浜市西区みなとみらい 4 丁目 4 番 5 号 横浜アイマークプレイス 6F センター本部 担当：和佐

(2) 仕様説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 平成 30 年 2 月 8 日から平成 30 年 2 月 23 日（金）まで。
- ② 交付場所 上記(1)～(2)に同じ。
- ③ 方 法 手渡し若しくは郵送

(3) 仕様説明書に関する問い合わせ

上記(1)～(2)に同じ。仕様説明会は行わない。

(4) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 平成 30 年 2 月 28 日（水） 12 時 00 分
- ② 提出場所 上記(1)～(2)に同じ。
- ③ 提出方法 郵送又は持参すること。

(5) 企画審査実施日

① 実施日時 平成30年3月5日(月) 12時00分～

② 実施場所 一般財団法人海上災害防止センター防災訓練所横須賀研修所, 横須賀市新港町13番地

TEL : 046-826-3660 FAX : 046-826-3822

③ 方法 サンプル弁当5個は、11時30分までに上記②に納入すること。納入方法は、仕様等説明書記載による。

8. その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、7.(1)－②に同じとする。

(2) 企画提案書の作成及び提出並びに審査会に提出する弁当の費用については、企画提案者側の負担とする。

(3) 提出された企画提案書及び弁当については、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(4) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに企画競争参加の資格を認めないことがある。

(5) 企画競争実施の結果、最適なものとして特定されたものであっても、会計規程に基づく契約手続の完了までは、当センターとの契約関係を生じるものではない。

(6) その他詳細は「仕様等説明書」による。